

こうべ森と木のプラットフォーム運営業務 公募型プロポーザル 実施要領

1 案件名称

こうべ森と木のプラットフォーム運営業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

別紙「特記仕様書」のとおり

(2) 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金80,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日（2024年4月上旬を予定）から2029年3月31日まで（約5年間）

(5) 履行場所

原則神戸市内一円（必要に応じて神戸市外も含む）

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。なお、業務を遂行するにあたり必要となる経費とは、本業務におけるプラットフォームの運営や各種調査・検討のために必要な人件費や経費等のことを言い、ストックヤードの整備に係る経費等は、別途本市が負担するものとする。

(7) 市側から提供する資料

参加申請のあった事業者に、別途指定する方法で資料のデータ等を提供する。詳細は申請受付後に個別に連絡する。

① 提供する資料

(ア) 計画等

- ・森林環境譲与税を活用した森林整備実施計画（本編）

(イ) 関連する業務の報告書

【2021年度業務】

- ・令和3年度森林環境譲与税プラットフォーム検討運営業務報告書
- ・森林整備・活用コーディネート業務報告書

【2022年度業務】

- ・令和4年度森林環境譲与税プラットフォーム検討運営業務報告書

【2023年度業務】

- ・こうべ森と木のプラットフォーム（仮称）運営業務中間報告書（第1・2四半期分）
- ・こうべ森と木のプラットフォームに関するフォーラムの検討・運営業務報告書

② その他

下記の資料についてはホームページを参照すること。

- ・六甲山森林整備戦略

<https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/kurashi/machizukuri/flower/rokkou/senryaku/sakutei.html>

- ・森林環境譲与税を活用した森林整備実施計画（概要版）

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/46676/gaiyou.pdf>

・神戸市森林整備計画

<https://www.city.kobe.lg.jp/a99375/shise/kekaku/kezaikankokyoku/shinrinhogo/index.html>

・「こうべ森と木のプラットフォーム」公式ホームページ

<http://www.hyogoforest.or.jp/platform/index.html>

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、特記仕様書及び企画提案書に基づき決定する。(本市は受託者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。)

なお、契約の締結に際し、万一、参加申請書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料は、各年度の業務の履行に必要な金額を、各年度末に検査終了後に支払う。但し、各年度の委託料のうち下記に定めた額を、受託者からの請求に基づき、前払金として支払う。なお、2024年度の委託料については、16,000,000円を上限とする。

(内訳)

支払時期	支払	支払金額
各年度当初	前金払	各年度の委託料の10分の3(1,000円未満の端数切捨て)以内の額
各年度の2分の1経過後	前金払	各年度の委託料の10分の3(1,000円未満の端数切捨て)以内の額
各年度末	出来高検査終了後に支払う	各年度の委託料から市が各年度既に支払った金額を差し引いた額

(3) 契約書案

別紙(頭書、特記仕様書及び委託契約約款)参照

(4) その他

本契約の締結及び委託料の支払いは2024年度の神戸市一般会計予算の成立を前提とする。また、契約締結の翌年度以降における委託料の支払いについても、各年度の神戸市一般会計予算の成立を前提とする。なお、本市は、各年度の歳入歳出予算のこの契約に係る委託料の金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。

受託者は、上記により本市がこの契約を変更又は解除した場合、違約金、損害賠償金を本市に請求することができない。

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加資格

参加申請書類の提出から選定結果通知までの間を通して、次に掲げる要件のすべてを満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による法的手続きを行っている者ではないこと。
- (3) 令和4・5年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有すること。また有しない場合も下記に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ① 国税(法人税及び消費税をいう。)及び地方税を滞納していないこと。
 - ② 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。

- ③ 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当しないこと。
- (4) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。また、令和4・5年度神戸市入札参加資格を有しない場合でも、上記の期間において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置要件に該当しないこと。
- (5) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (6) 共同企業体の構成員は、単独での応募又は他の共同企業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- (7) 複数の事業者等により構成される共同企業体を構成する場合は、構成員全てが上記(1)～(6)に掲げる要件を全て満たしていること。また、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、共同企業体結成届出書(様式5号)及び全代表者以外の構成員の共同企業体結成同意書(様式第5-2号)を提出すること。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 2024年2月2日(金) |
| (2) スtockヤード見学会(参加必須) | 2024年2月9日(金)・13日(火) |
| (3) 参加申請関係書類及び質問票提出期限 | 2024年2月20日(火) |
| (4) 参加資格決定通知 | 2024年2月26日(月) |
| (5) 質問に対する回答 | 2024年2月26日(月)まで |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 2024年3月19日(火) |
| (7) 企画提案審査会 | 2024年3月25日(月) |
| (8) 選定結果通知 | 2024年3月27日(水)(予定) |
| (9) 契約締結・事業開始 | 2024年4月1日(月)(予定) |
| (10) 事業完了 | 2029年3月31日 |

6 参加手続き等に関する事項

- (1) 参加申請関係書類の提出及び参加資格決定通知
- ① 受付期間 2024年2月2日(金)から2024年2月20日(火)午後5時まで
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ② 提出書類 以下に掲げる書類を各1部
- (ア) 参加申請書(様式1号)
※共同企業体を結成する場合、代表者の名義で提出すること。
- (イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2号)
- (ウ) 委任状(様式任意) ※代表者以外の者の名義で申請する場合のみ提出すること。
- (エ) 令和4・5年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有することを証明する書類【写し可】
なお、資格を有しない場合は、下記の書類を提出すること。
- a. 登記事項に関する「履歴事項全部証明書」(提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの)【写し可】
- b. 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書
(提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの)【写し可】
- ※1滞納がないことを証明する納税証明書によること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の適用を受けている場合は、すべての未納税額について徴収猶予の特例制度の適用を受けていることが確認できる資料を

提出すること。

※ 2 所在地の市町村において上記様式がない場合は各市町村民税の納付を証する
証明書様式にて提出すること。

c. 印鑑証明書【原本】

d. 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況が確認できる書類【写し可】

※法令により適用除外とされる者を除く。

(オ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式 3 号）

(カ) 団体概要（様式 4 号）

※ 1 法人・団体のパンフレット（会社概要）等を添付すること。

※ 2 共同企業体の代表者以外の構成員は**団体概要（共同企業体の代表者以外の構成員用）（様式 6 号）**を使用し、併せて法人・団体のパンフレット（会社概要）等を添付すること。

(キ) 共同企業体結成届出書（様式 5 号）及び共同企業体結成同意書（様式 5-2 号）

※ 1 共同企業体を結成する場合のみ。

※ 2 共同企業体で参加申請を行う場合は、**全ての構成員について、上記の（エ）～（カ）に記載する書類（必要に応じ a~d）を併せて提出すること。**

(ク) 参加辞退届（様式 7 号）

参加申請後に辞退する場合は速やかに提出すること。

③ 提出方法 持参又は郵送・宅配により提出するものとする。

※ 1 持参による場合は、事前に電話連絡すること。

※ 2 郵送・宅配の場合は、送付記録が残る方法により受付期間中に提出先に必着とすること。

④ 提出先 本要領 9 の（2）に定める担当部署

⑤ 参加資格決定通知 2024 年 2 月 26 日（月）に電子メールにより通知する。※参加資格が認められなかった者に対しては、参加資格確認後速やかに書面を送付する。参加資格有とされた者で委託候補者選定結果通知までの間に参加資格を有しないこととなった場合も同様とする。

(ア) 参加資格がないと通知された者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日等を除く。）以内に、参加資格がないと認めた理由（以下、無資格理由という。）について、書面で説明を求められることができる。

(イ) 無資格理由について説明を求められた場合、本市は原則として説明を求められることができる期間の末日の翌日から起算して 10 日（休日等を除く。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(2) スtockヤード見学会への参加

特記仕様書 5（2）③で規定している「Stockヤードの管理、運営」にあたり、Stockヤード見学の機会を設ける。なお、本公募の参加申請にあたっては、この見学会への参加を必須とする。但し、共同企業体で参加申請を行う場合は、いずれかの事業者が見学会に参加していれば十分とする。

日程：①2024 年 2 月 9 日（金）

午前 10 時～10 時 30 分頃 Stockヤード A（しあわせの村内）
移動（30 分程度）

午前 11 時～11 時 30 分頃 Stockヤード B（森林植物園近傍）

②2024 年 2 月 13 日（火）

午前 10 時～10 時 30 分頃 Stockヤード A（しあわせの村内）
移動（30 分程度）

午前 11 時～11 時 30 分頃 Stockヤード B（森林植物園近傍）

※上記①②いずれかの日程で参加すること。

① 見学会への参加の連絡（様式8号）

見学会への参加については、本市担当部署に電子メールで2024年2月8日（木）午後5時までに連絡すること。メールタイトルは【こうべ森と木のプラットフォーム運営業務ストックヤード見学会への参加】とし、別紙見学会参加申請書（様式8号）をエクセルファイルで送付すること。併せて電話にてメールの到着確認の連絡をすること。なお、本見学会内での質問は、受け付けない。後日改めて6（3）に定める方法で質問すること。

② 連絡先 本要領9の（2）に定める担当部署

（3）質問の受付（様式9号）

参加申請書、企画提案書等に関する提出書類ならびに委託業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

① 受付期間 2024年2月2日（金）から2024年2月20日（火）午後5時まで

② 提出方法 別紙質問票（様式9号）に記載し、電子メールで提出すること。メールタイトルは【こうべ森と木のプラットフォーム運営業務に関する質問】とし、質問票をエクセルファイルで送付すること。併せて電話にてメールの到着確認の連絡をすること。なお、電話等による質問は受け付けない。

③ 提出先 本要領9の（2）に定める担当部署

④ 回答方法 参加者（参加資格有と判断された者）全員に対して、2024年2月26日（月）までに電子メールにより回答するとともに、参加申請〆切までに受付けた質問については、ホームページ上にて随時回答を公表する。なお、質問者名は公表しない。回答内容は実施要領及び特記仕様書を補足する効力を持つものとする。

（4）企画提案書・見積書の提出

① 企画提案書

下記に（ア）～（ケ）に掲げる項目を必須記載項目として、それぞれについて1～2ページ程度（ウの業務費用執行計画のみ5ページ程度まで可とする）で作成することとし、原則A4用紙、図表についてはA3用紙を使用することも可とする。（様式は任意とするが、特記仕様書等の内容を踏まえて、提案内容やアピールポイントが明確となるよう記載すること。）企画提案書には、目次及びページ番号を付し、合計30ページ以内（表紙・目次を除く）で作成すること。

（ア）業務計画

別紙2の業務スケジュールを踏まえ、5年間全体の目指すべきゴールや大まかなスケジュールについて、各年度でのゴールにも触れながら、全体計画を提案すること。また、初年度である2024年度については、当該年度の実施項目と具体的な年間の工程等を記載した実施計画を作成し、提案すること。

（イ）事務局体制

事務局の人員配置及びその担当について明記すること。

※事務局に配置される人員が、本業務の専属であるか、本業務以外の業務との兼務であるかについても記載すること。

また、各年度に行う運営の検証・評価について、具体的な方法を提案すること。

（ウ）業務費用執行計画

（ア）に示す全体計画の内容に即して、各年度に実施する業務の内容（特記仕様書5（2）①～⑥に定める各業務）とそれに対応する業務費用の割振りを示した執行計画を作成し提案すること。なお、自立的なプラットフォーム運営手法の試行実施に伴い発生する収益については記載不要とする。

- (エ)「関係主体間のネットワーク構築」について
プラットフォームのネットワーク構築のための各種会議体等について、構成や開催方法等を具体的に提案すること。
また、今後ネットワークを強化・拡大していくために必要な事項（募集・参加・周知の方法や規約の更新案等に関する）を提案すること。
- (オ)「情報の一元的な収集・管理・提供」について
共有する情報の内容や収集管理する方法、また効果的に情報を発信するための方法（報告会、研修会、ホームページ・メール・SNS等のツール）や運用等について提案すること。
- (カ)「ストックヤードの管理、運営」について
保管木材の在庫管理システムの運用等を含むヤードの管理・運営方法や、民間所有木材の保管・管理・流通に関する手法等について提案すること。また、各ヤードの役割分担や運営方法を提案すること。
- (キ)「ワンストップ窓口の実施、森林所有者等へのサポート」について
ワンストップ窓口の運用や周知方法、また、所有者等が主体的に森林整備に取り組めるための支援方法などについて具体的に提案すること。
- (ク)「森林整備や木材活用に関する提案と実現に向けた調整」について
行政・民間が行う森林整備・木材活用の現状と課題を整理した上で、具体的な施策を提案すること。
市産木材の利用促進に向けたブランディング方法について提案すること。
- (ケ)「参画者の技術向上、人材育成」について
森林整備・木材活用に関わる行政・民間の人材育成方法について具体的に提案すること。
- (コ) 運営に対する提案
将来的に事務局が自立的にプラットフォームを運営していくことを見据えた財源確保などの運営手法について提案すること。
- ② 企画提案書付属書類
下記に掲げる書類について提出すること。
- ・見積書
(全体の見積額に加え①(ウ)で作成した各年度の業務費用の割振りを示した執行計画を併せて添付すること)
 - ・予定担当者及び業務経歴書（様式 10 号-1～3）
 - ・類似業務実績申告書（様式 11 号）※発注元の担当部署名まで記入すること
 - ・各種資格証の写し※資格を有する場合
- ③ 受付期間 2024年2月2日（金）から2024年3月19日（火）午後5時まで
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ④ 提出部数 正本：1部 副本※：1部 紙資料計2部およびwordデータ
※副本には、提案者の社名や、その他提案者を類推するようなロゴ等の情報を記載しないものとする。データはCD-ROM等にwordで保存し併せて提出すること。
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送・宅配により提出するものとする。
※1 持参による場合は、事前に電話連絡すること。
※2 郵送・宅配の場合は、送付記録が残る方法により受付期間中に提出先に必着とすること。
- ⑥ 提出先 本要領9の（2）に定める担当部署

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。
各選定委員 100 点満点で評価を行い、選定委員の評価点の合計 500 点満点のうち最も高い評価を得た事業者を委託候補者とする。

【100 点満点】

① 提案内容【75 点】

業務計画	5 点
事務局体制	5 点
業務費用執行計画	5 点
関係主体間のネットワーク構築	10 点
情報の一元的な収集・管理・提供	10 点
ストックヤードの管理、運営	10 点
ワンストップ窓口の実施、森林所有者等へのサポート	5 点
森林整備や木材活用に関する提案と実現に向けた調整	10 点
参画者の技術向上、人材育成	5 点
運営に対する提案	5 点
その他事業者独自の提案※	5 点

※必須提案項目以外で、事業者独自の提案があった場合に評価する。

② 類似業務実績【15 点】

プラットフォーム等の組織運営に関連する業務	5 点
森林整備・活用コーディネータに関連する業務	5 点
木材活用コーディネータに関連する業務	5 点

③ 地元企業に対する加点【10 点】

・地元企業のみ（地元企業のみで構成された共同企業体含む）	10 点
・地元企業を含む共同企業体（地元企業数／構成企業数 \geq 50%）	8 点
・地元企業を含む共同企業体（地元企業数／構成企業数 $<$ 50%）	6 点
・準地元企業のみ（準地元企業のみで構成された共同企業体含む）	4 点
・準地元企業を含む共同企業体	2 点
・地元・準地元企業以外の企業 （地元・準地元以外の企業のみで構成された共同企業体含む）	0 点

詳細は別紙「評価基準」のとおり。

審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、見積価格の安さを委託候補者として選定する際の基準とする。

提出された企画提案書等について評価基準に基づき評価を行った結果、6割以上の点数を得られなかった場合は委託候補者として選定しない。

(2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、「こうべ森と木のプラットフォーム運営業務選定委員会」が行い、その意見を受けて所管課が選定する。
- ② 選定委員は、企画提案書とプレゼンテーションに基づき、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ 企画提案審査会
(ア) 開催日時
2024 年 3 月 25 日（月）に神戸市役所内にて実施予定。
(詳細については参加申請者に別途連絡する。)

(イ) 実施方法

- ・企画提案審査会において、企画提案書等の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、選定委員から質疑を受ける（説明時間：30 分以内（機材設定時間を含む）、質疑時間：20 分程度）。なお、提案者が多数の場合は、説明時間を短縮する場合がある。
- ・内容説明（プレゼンテーション）は、本業務を受託した際に業務を担当する予定の者が行うこととする。なお、内容説明への参加人数は4名以内とする。
- ・プレゼンテーションにあたってはパワーポイント等の使用を認めるが、既に提出された企画提案書の内容を説明するものとする。
- ・企画提案審査会の出席者は、説明に際して必要となる機材（モニター及び HDMI ケーブルは本市で用意する※）、PC、データ（パワーポイントなど）を用意すること。
※モニター：43V 型液晶ディスプレイ HDMI ケーブル：標準サイズ
- ・審査は、企画提案書等の内容並びに企画提案審査会における説明及び質疑結果を踏まえ、「別紙 評価基準」に基づき採点を行い決定する。
- ・企画提案審査会は、選定委員に対しては、提案者（共同企業体構成企業含む）の法人名を伏せて行うこととする。

④ その他

企画提案者が1者のみであった場合は、企画提案審査会における評価点が満点の6割以上であれば、委託候補者に選定する。また、選定した委託候補者が辞退等した場合は、次点の事業者（6割以上得点した者）を委託候補者とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 委託候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ 受付期間内に全ての必要な提出書類等が提出されなかったとき。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止及び指名停止措置要件に該当した場合並びに神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ⑧ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

8 契約の締結

企画提案審査会において選定した委託候補者と契約締結の協議を行う。契約内容は本市と協議のうえ、特記仕様書及び企画提案書に基づき決定する（本市は契約受託者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある）。また、契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。なお、契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本業務を遂行するものとする。

①企画提案書作成に関する質問回答

②特記仕様書

③企画提案書等

ただし、「①又は②の内容」と「③の内容」との間に齟齬がある場合、原則として「①又は②の内容」を優先するが、「③の内容」が「①又は②の内容」の水準を上回ると本市が判断した場合は、「③の内容」が「①又は②の内容」に優先するものとする。その他同一順位の書類間に齟齬がある場合には、本市が事前に委託候補者と協議した上で、その優先関係を判断する。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出は認めない。また、本市からの請求がない限り、提出後の書類の差し替え等は認めない。
- ⑥ 企画提案書作成にあたり、本市が提供する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この目的の範囲であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを開示させたり使用させたりすることを禁止する。
- ⑦ 提出後の書類の内容に関して、本市から提案者に内容等の確認を行うことがある。確認があった場合は、迅速に対応すること。

(2) 提出先、問い合わせ先

住 所：〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所4号館6階

神戸市建設局防災課 担当 田村・満永

電 話：078-322-0125

電子メール：mt_rokko@office.city.kobe.lg.jp

【別紙】

評価基準

大項目	中項目	配点	合計
提案内容			
	業務計画	5	75
	事務局体制	5	
	森林整備・活用コーディネータの専門性 木材活用コーディネータの専門性		
	業務費用執行計画	5	
	関係主体間のネットワーク構築	10	
	情報の一元的な収集・管理・提供	10	
	ストックヤードの管理、運営	10	
	ワンストップ窓口の実施、森林所有者等へのサポート	5	
	森林整備や木材活用に関する提案と実現に向けた調整	10	
	参画者の技術向上、人材育成	5	
	運営に対する提案	5	
	その他事業者独自の提案	5	
類似業務実績			
	プラットフォーム等の組織運営に関連する業務	5	15
	森林整備・活用コーディネータに関連する業務	5	
	木材活用コーディネータに関連する業務	5	
地元企業に対する加点			
	地元企業・準地元企業の割合に応じた加点	10	10
合計			100